

静岡県 海岸保全基本計画検討委員会規約

(名称)

第 1 条 本会の名称は、「静岡県 海岸保全基本計画 検討委員会（以下「委員会」という。）」とする。

(目的)

第 2 条 委員会は、駿河湾、遠州灘、伊豆半島の 3 沿岸について、防護・環境・利用の調和のとれた海岸の保全に関する基本的な事項と、海岸保全施設の整備に関する事項を定める海岸保全基本計画案（以下「基本計画案」という。）を検討することを目的とする。

(組織)

第 3 条 委員会は、別表-1 に掲げる委員により構成する。別に、各沿岸「海岸整備連絡調整会議（以下「海岸整備調整会議」という。）」、「静岡県 海岸保全基本計画 庁内調整会議（以下「庁内調整会議」という。）」及び「静岡県 海岸保全基本計画 検討委員会事務局（以下「事務局」という。）」を置く。

2 委員会には、委員の互選により委員長を置く。

3 委員長は、委員会を代表し会務を総括する。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(海岸整備調整会議)

第 4 条 各沿岸の海岸整備調整会議の構成は、別表-2 のとおりとする。

2 海岸整備調整会議は、海岸保全施設の整備に関する連絡調整を行う。

3 海岸整備調整会議は、関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、海岸保全施設の整備に関する事項の案を作成し、事務局に提出する。

(庁内調整会議)

第 5 条 庁内調整会議の構成は、別表-3 のとおりとする。

2 庁内調整会議は、基本計画案の策定にあたり、国土の利用、開発及び保全に関する計画、環境保全に関する計画、地域計画等関連する計画との調整を行う。

(事務局)

第 6 条 事務局の構成は、別表-4 のとおりとする。

2 事務局は、海岸整備調整会議から提出された海岸保全施設の整備に関する事項の案を基に、庁内調整会議での調整と関係首長の意見を聴取した上で基本計画案を取りまとめ、委員会に提案するものとする。

(参考人からの意見聴取)

第 7 条 委員会は、必要と認めるとき、参考人から意見聴取ができる。

(雑則)

第 8 条 この規約に定めるものの他、委員会の運営に関し、必要な事項は別途定めることができる。

付則

この規約は、平成 13 年 10 月 31 日から施行する。

付則

この改正は、平成 14 年 8 月 20 日から施行する。

付則

この改正は、平成 25 年 9 月 3 日から施行する。

別表-1 静岡県 海岸保全基本計画 検討委員会

	分類	所属	氏名
学識経験者	防災・環境（侵食）	東京大学大学院工学系研究科 社会基盤学専攻教授	佐藤 慎司
	防災・環境（侵食）	大阪大学大学院工学研究科 地球総合工学専攻教授	青木 伸一
	防災（津波）	富士常葉大学・大学院社会環境学部 環境防災学准教授	阿部 郁男
	防災（津波）	静岡大学総合防災センター准教授	原田 賢治
	景観	日本大学理工学部まちづくり工学科教授	岡田 智秀
地元有識者	水産業、利用	静岡県漁業協同組合連合会代表理事・会長	荒川 邦夫
	環境	元 静岡県環境審議会特別委員 遠州自然研究会会長	杉野 孝雄
	利用	静岡海辺づくりの会	宮田 優治
沿岸市町		静岡県市長会（袋井市長）	原田 英之
		静岡県町村会（吉田町長）	田村 典彦

別表-2 駿河湾沿岸 海岸整備連絡調整会議

国土交通省	静岡河川事務所、沼津河川国道事務所
静岡県	沼津・富士・静岡・島田土木事務所
	田子の浦港管理事務所・清水港管理局・御前崎港管理事務所
	焼津漁港管理事務所
市町	沼津市、静岡市、焼津市、吉田町、牧之原市

遠州灘沿岸 海岸整備連絡調整会議

静岡県	袋井・浜松土木事務所、中遠農林事務所
-----	--------------------

伊豆半島沿岸 海岸整備連絡調整会議

静岡県	下田・熱海・沼津土木事務所、賀茂農林事務所
市町	熱海市、伊東市、東伊豆町、河津町、下田市、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、伊豆市、沼津市

別表-3 静岡県 海岸保全基本計画庁内調整会議

くらし・環境部	環境局
交通基盤部	河川砂防局、港湾局、農地局、森林局
危機管理部	危機政策課、危機情報課

別表-4 静岡県 海岸保全基本計画検討委員会事務局

事務局	河川砂防局、港湾局、農地局、森林局
参与	国土交通省静岡河川事務所・沼津河川国道事務所・浜松河川国道事務所
	清水港湾事務所

静岡県海岸保全基本計画検討委員会規約の一部改正（案）

静岡県海岸保全基本計画検討委員会規約（平成25年9月3日施行）の一部を別紙のとおり改正する。

付則

- 1 この改正は、平成27年9月24日から施行する。

静岡県 海岸保全基本計画検討委員会規約 新旧対称表 (案)

改正前			改正後				
略			略				
(事務局) 第6条 2 事務局は～関係市町村長の意見を聴取した上で～			(事務局) 第6条 2 事務局は～関係 <u>首長</u> の意見を聴取した上で～				
付則 この改正は、平成27年9月24日から施行する。							
別表-1 (静岡県 海岸保全基本計画 検討委員会)			別表-1 (静岡県 海岸保全基本計画 検討委員会)				
分類	所属	氏名	分類	所属	氏名		
学識 経験者	省 略	東京大学大学院工学系研究科社会基盤学専攻教授	佐藤 慎司	学識 経験者	省 略	東京大学大学院工学系研究科社会基盤学専攻教授	佐藤 慎司
		大阪大学大学院工学研究科地球総合工学専攻教授	青木 伸一			大阪大学大学院工学研究科地球総合工学専攻教授	青木 伸一
		富士常葉大学・大学院社会環境学部・環境防災学准教授	阿部 郁男			富士常葉大学・大学院社会環境学部・環境防災学准教授	阿部 郁男
		静岡大学総合防災センター准教授	原田 賢治			静岡大学総合防災センター准教授	原田 賢治
		日本大学理工学部まちづくり工学科准教授	岡田 智秀			日本大学理工学部まちづくり工学科教授	岡田 智秀
地元 有識者	水産業利用	静岡県漁業協同組合連合会代表理事・会長	荒川 邦夫	地元 有識者	水産業利用	静岡県漁業協同組合連合会代表理事・会長	荒川 邦夫
	環境	元静岡県環境審議会特別委員	杉野 孝雄		環境	元静岡県環境審議会特別委員	杉野 孝雄
	利用	静岡海辺づくりの会	宮田 優治		利用	静岡海辺づくりの会	宮田 優治
沿岸 市町		市長会 <u>会長</u> (袋井市長)	原田 英之	沿岸 市町		市長会 (袋井市長)	原田 英之
		町村会 <u>副会長</u> (東伊豆町)	太田 長八			町村会 (<u>吉田町長</u>)	田村 典彦
略			略				